

平成 25 年 12 月 10 日招集

平成 25 年第 4 回燕市議会定例会議案

新潟県燕市

# 目 次

諮問第 7 号	人権擁護委員候補者の推薦について	1 頁
諮問第 8 号	人権擁護委員候補者の推薦について	2 頁
議案第 88 号	西蒲原福祉事務組合規約の変更について	3 頁
議案第 89 号	燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	5 頁
議案第 90 号	燕市介護保険条例の一部改正について	7 頁
議案第 91 号	燕市環境整備基金条例の制定について	9 頁
議案第 92 号	燕市自転車等駐車場条例の一部改正について	12 頁
議案第 93 号	燕市福祉事務所設置条例の一部改正について	14 頁
議案第 94 号	燕市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	16 頁
議案第 95 号	燕市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	18 頁
議案第 96 号	燕市立学校設置条例の一部改正について	20 頁
議案第 97 号	燕市立幼稚園条例の一部改正について	22 頁
議案第 98 号	燕市保育園条例の一部改正について	24 頁
議案第 99 号	燕市児童クラブ条例の一部改正について	26 頁
議案第 100 号	指定管理者の指定について（燕市温泉保養センター ほか4施設）	28 頁
議案第 101 号	指定管理者の指定について（燕市体育センター ほか24施設）	29 頁
議案第 102 号	市道路線の認定及び変更について	31 頁
議案第 103 号	平成25年度燕市一般会計補正予算（第5号）	別冊
議案第 104 号	平成25年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第 105 号	平成25年度燕市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 106 号	平成25年度燕市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案第 107 号	平成25年度燕市水道事業会計補正予算（第1号）	別冊

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成25年12月10日 提出

燕市長 鈴木 力

記

住 所 燕市熊森50番地

氏 名 高 橋 洋 雄

昭和20年6月29日生

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成25年12月10日 提出

燕市長 鈴木 力

記

住 所 燕市野中才2218番地

氏 名 加 藤 レイ子

昭和24年 1 月 2 日生

西蒲原福祉事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、  
西蒲原福祉事務組合理約を次のとおり変更するものとする。

平成 25 年 12 月 10 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 西蒲原福祉事務組合理約の一部を変更する規約

西蒲原福祉事務組合理約(昭和39年新潟県指令地第1172号)の一部を次のように変更する。

第3条第1号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改め、同条第3号を削り、同条第4号中「第5条第14項」を「第5条第13項」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「第5条第15項」を「第5条第14項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号中「第5条第16項」を「第5条第15項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「第5条第17項」を「第5条第16項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

### 附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

燕市特別職の職員の給与に関する条例（平成18年燕市条例第49号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年12月10日 提出

燕市長 鈴木 力

記

## 燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

燕市特別職の職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第49号)の一部を次のように改正する。

附則中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 平成26年1月1日から平成26年1月31日までの間、市長及び副市長の給料月額については、第2条の規定にかかわらず、別表の規定により支給されることとなるその額の100分の10に相当する額を減じた額とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市介護保険条例の一部改正について

燕市介護保険条例（平成18年燕市条例第129号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年12月10日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市介護保険条例の一部を改正する条例

燕市介護保険条例(平成18年燕市条例第129号)の一部を次のように改正する。

第15条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ」を「当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の燕市介護保険条例第15条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

燕市環境整備基金条例の制定について

燕市環境整備基金条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 12 月 10 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市環境整備基金条例

### (設置)

第1条 環境の保全及び整備に関する施策の推進を目的に、燕市環境整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的のために必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

2 前項の規定にかかわらず、基金は、金融機関に保険事故(預金保険法(昭和46年法律第34号)第49条第2項又は農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第49条第2項に規定する保険事故をいう。次条第1項において同じ。)が発生した場合において、同項の規定による相殺をすることにより、これを市の債務の償還に充てることができる。

### (基金に属する現金の保全)

第7条 市長は、第3条第1項の規定により基金に属する現金を預金として管理している場合において、当該預金を受け入れている金融機関に保険事故が発生したときは、予算の定めるところにより、当該預金に係る債権と当該金融機関に対する市の債務との相殺をすることができる。

2 前項の規定による相殺をした場合には、予算の定めるところにより、相殺をした金額を遅滞なく基金に積み立てなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市自転車等駐車場条例の一部改正について

燕市自転車等駐車場条例（平成18年燕市条例第138号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年12月10日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

燕市自転車等駐車場条例(平成18年燕市条例第138号)の一部を次のように改正する。

別表燕駅前自転車等駐車場の項中「燕市燕3149番地6」を「燕市本町二丁目1番21号」に改める。

### 附 則

この条例は、平成26年3月3日から施行する。

燕市福祉事務所設置条例の一部改正について

燕市福祉事務所設置条例（平成18年条例第102号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年12月10日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

燕市福祉事務所設置条例(平成 18 年燕市条例第 102 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「燕市白山町二丁目 7 番 27 号」を「燕市吉田西太田 1934 番地」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

燕市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

燕市後期高齢者医療に関する条例（平成20年燕市条例第6号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年12月10日 提出

燕市長 鈴木 力

記

## 燕市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

燕市後期高齢者医療に関する条例(平成20年燕市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第4条中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を「その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(延滞金に関する経過措置)

2 この条例による改正後の燕市後期高齢者医療に関する条例附則第4条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

燕市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

燕市下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年燕市条例第169号)  
の一部を次のように改正するものとする。

平成25年12月10日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例

燕市下水道事業受益者負担に関する条例(平成18年燕市条例第169号)の一部を次のように改正する。

第12条中「年14.5パーセント」の次に「(当該納期限の翌日から、1月を経過するまでの期間については、年7.25パーセント)」を加える。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 5 当分の間、第12条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び7.25パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の燕市下水道事業受益者負担に関する条例第12条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

燕市立学校設置条例の一部改正について

燕市立学校設置条例（平成18年燕市条例第80号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年12月10日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市立学校設置条例の一部を改正する条例

燕市立学校設置条例(平成18年燕市条例第80号)の一部を次のように改正する。

別表第1燕市立燕東小学校の項中「燕市燕4800番地1」を「燕市新町1番26号」に改める。

### 附 則

この条例は、平成26年3月3日から施行する。

燕市立幼稚園条例の一部改正について

燕市立幼稚園条例（平成18年燕市条例第81号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年12月10日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市立幼稚園条例の一部を改正する条例

燕市立幼稚園条例(平成18年燕市条例第81号)の一部を次のように改正する。

第1条の表燕市立燕東幼稚園の項中「燕市燕4800番地1」を「燕市新町1番20号」に改める。

### 附 則

この条例は、平成26年3月3日から施行する。

燕市保育園条例の一部改正について

燕市保育園条例（平成18年燕市条例第106号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年12月10日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市保育園条例の一部を改正する条例

燕市保育園条例(平成18年燕市条例第106号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

吉田中央保育園	燕市吉田弥生町1番2号
吉田神田保育園	燕市吉田東町11番5号

」

を

「

よしだ保育園	燕市吉田浜首町20番14号
--------	---------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

燕市児童クラブ条例の一部改正について

燕市児童クラブ条例（平成18年燕市条例第110号）の一部を次のように改正するものとする。

平成25年12月10日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

## 燕市児童クラブ条例の一部を改正する条例

燕市児童クラブ条例(平成18年燕市条例第110号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

わか竹第一児童クラブ	燕市分水学校町一丁目7番1号
わか竹第二児童クラブ	燕市分水学校町一丁目7番1号

### 附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成25年12月10日 提出

燕市長 鈴木 力

記

1. 施設名

(1) 所在地

燕市長辰7550番地3

燕市国上5866番地1

燕市国上5866番地1

燕市長辰7550番地2

燕市国上5866番地1

(2) 名称

燕市温泉保養センター

燕市ふれあい交流センター

燕市道の駅「国上」直販施設

燕市国上農村環境改善センター

国上健康の森公園

2. 指定管理者

(1) 所在地 燕市国上5866番地1

(2) 名称 特定非営利活動法人 ふれあいパーク久賀美

(3) 代表者 理事長 河上 功

3. 指定の期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

平成25年12月10日 提出

燕市長 鈴木 力

記

1. 施設名

(1) 所在地	(2) 名称
燕市大曲3015番地	燕市体育センター
燕市吉田本所176番地1	燕市吉田総合体育館
燕市分水向陽1番2号	燕市分水総合体育館
燕市小牧837番地1	スポーツランド燕
燕市南七丁目9番40号	燕市スポーツパーク
燕市吉田本所188番地1	燕市吉田テニスコート
燕市分水向陽1番4号	燕市分水テニスコート
燕市横田13686番地	つばくろ運動広場
燕市吉田本所193番地1	燕市吉田第1野球場
燕市吉田本所190番地1	燕市吉田第2野球場
燕市又新1115番地	燕市小中川地区コミュニティセンター
燕市吉田旭町四丁目1番22号	燕市吉田武道館
燕市吉田本所169番地1	燕市吉田総合グラウンド

燕市吉田本所 1 5 3 番地 1	燕市吉田屋外ゲートボール場
燕市吉田水道町 3 番 1 5 号	燕市吉田屋内ゲートボール場
燕市米納津 2 7 7 4 番地 3	燕市米納津屋内ゲートボール場
燕市粟生津 5 7 0 番地 2	燕市粟生津屋内ゲートボール場
燕市分水あけぼの一丁目 1 番 7 0	燕市分水多目的屋内運動場
燕市分水向陽 1 番 3 号	燕市ジムナスト分水
燕市秋葉町四丁目 1 1 番 2 5 号	燕市勤労者体育センター
燕市国上 3 4 9 2 番地 1	燕市国上勤労者体育センター
燕市分水あけぼの一丁目 1 番地 6 7	サンスポーツランド分水
燕市溝 3 7 番地 1	燕市四箇村ふれあい館
燕市白山町三丁目 2 4 番 5 2 号	燕市 B & G 海洋センター
燕市吉田本所 1 5 3 番地 1	燕市吉田トレーニングセンター

## 2. 指定管理者

- |         |                 |
|---------|-----------------|
| (1) 所在地 | 燕市大曲 3 0 1 5 番地 |
| (2) 名 称 | 燕市体育協会・ミズノグループ  |
| (3) 代表者 | 一般財団法人 燕市体育協会   |
|         | 代表理事 柴 山 義 榮    |

## 3. 指定の期間

平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

市道路線の認定及び変更について

次のとおり、市道路線の認定及び変更をするものとする。

平成25年12月10日 提出

燕市長 鈴木 力

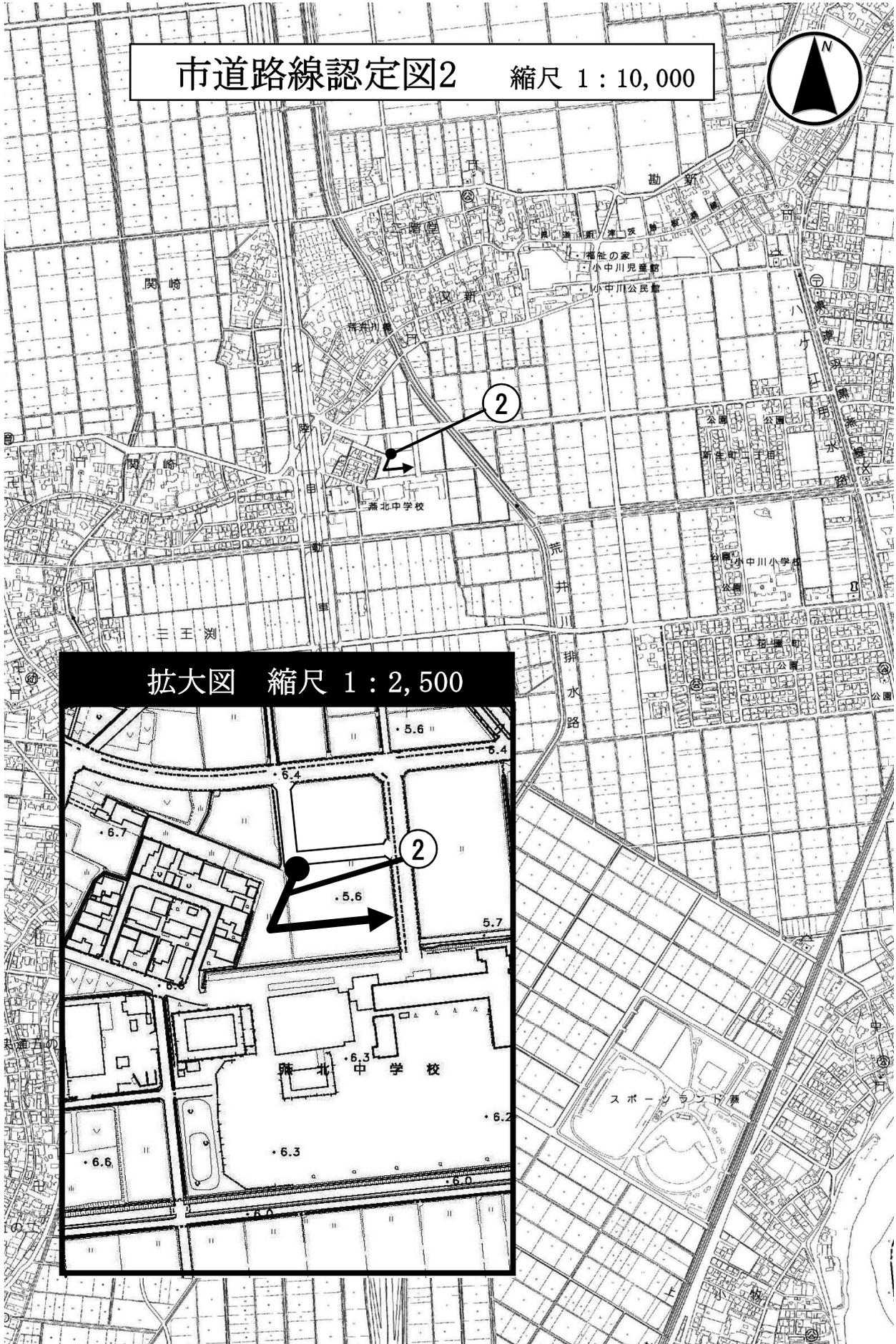
記



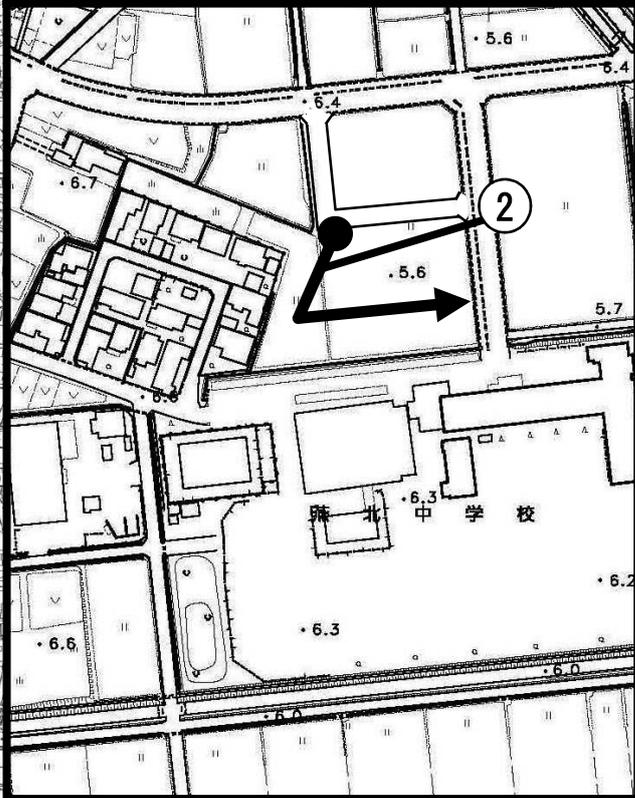


# 市道路線認定図2

縮尺 1 : 10,000

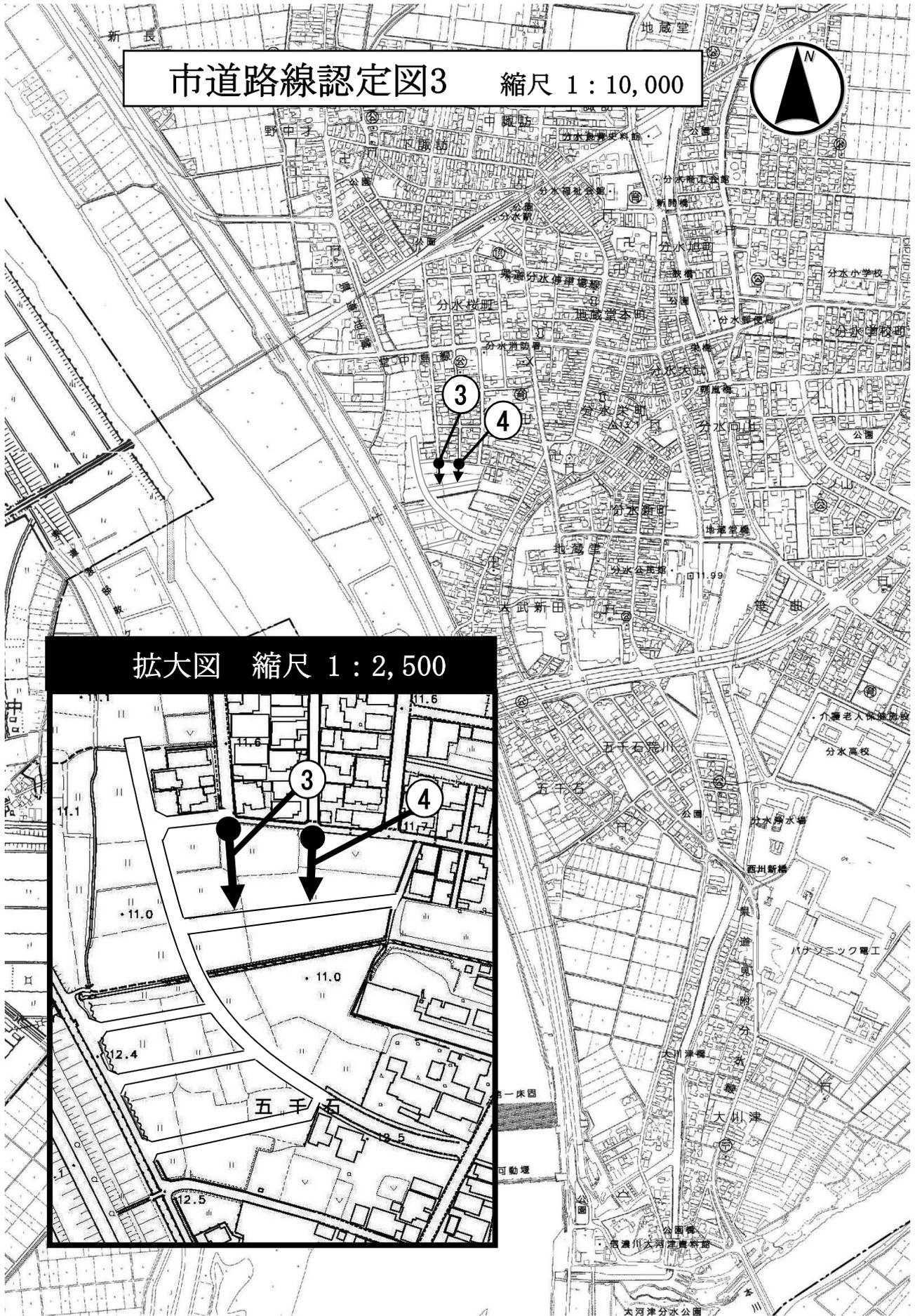


## 拡大図 縮尺 1 : 2,500

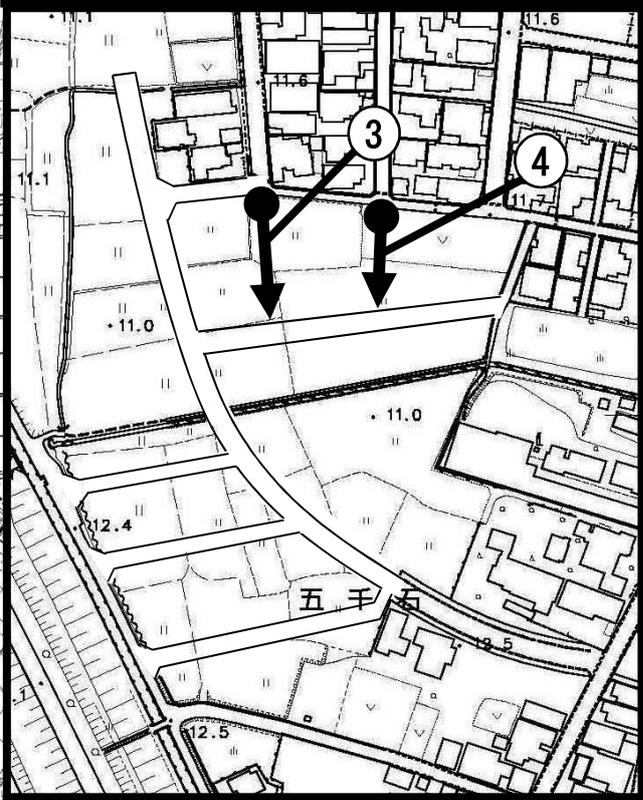


# 市道路線認定図3

縮尺 1 : 10,000



## 拡大図 縮尺 1 : 2,500

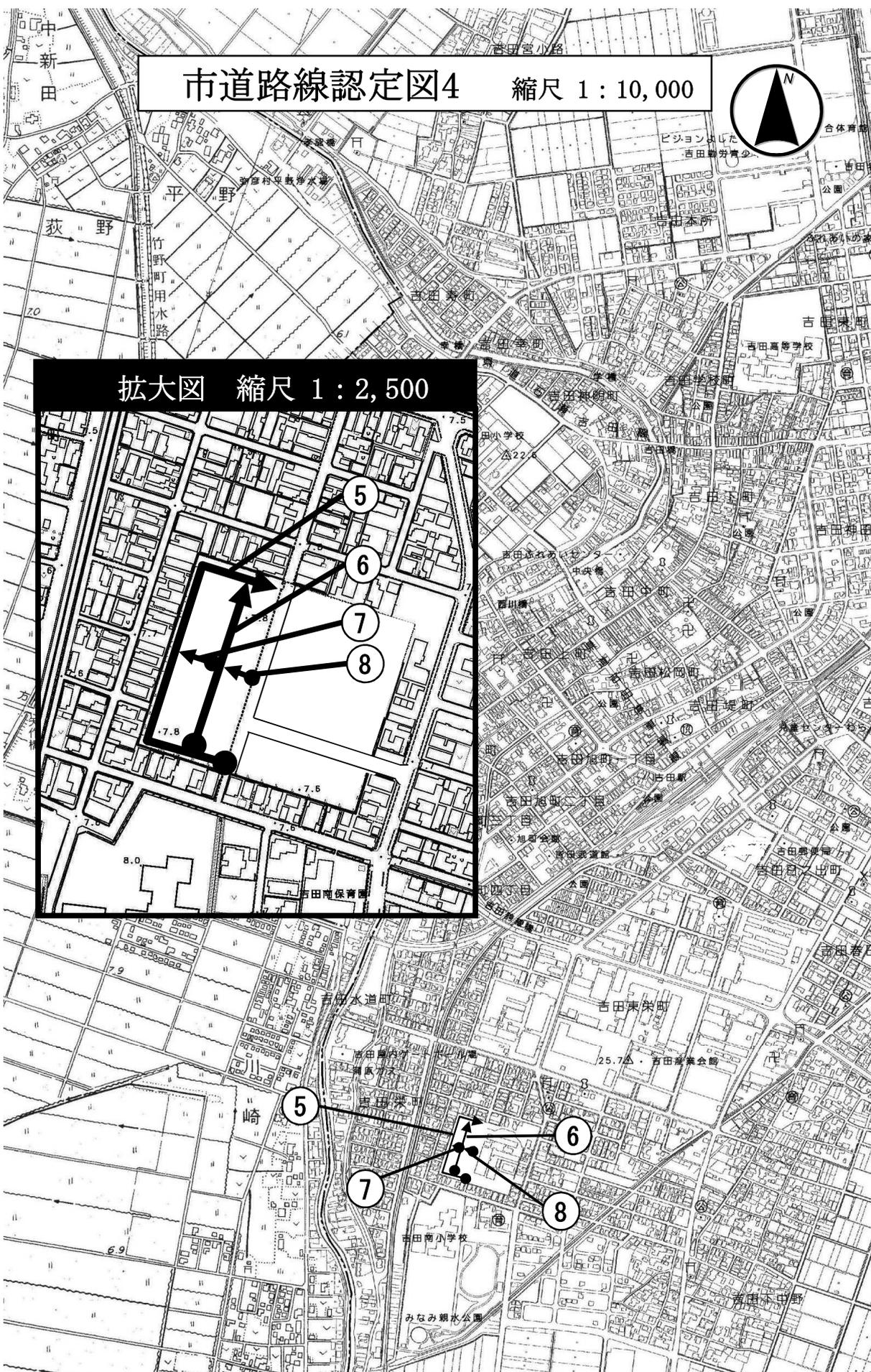
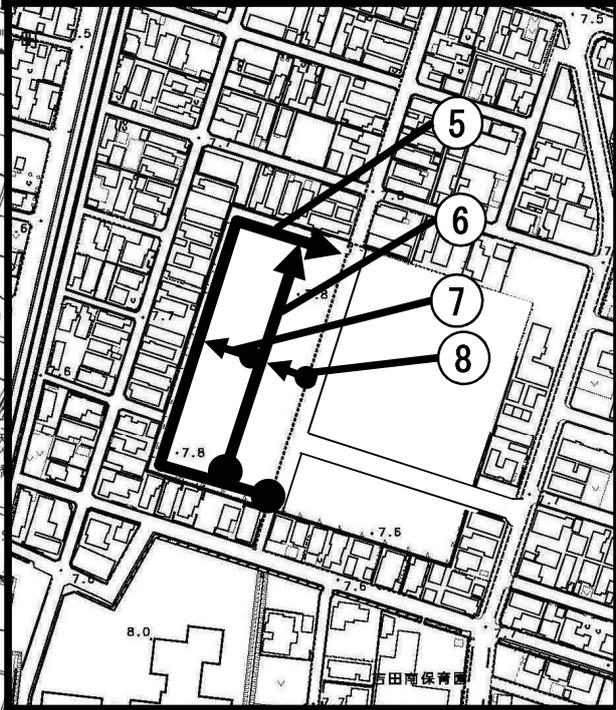


# 市道路線認定図4

縮尺 1 : 10,000



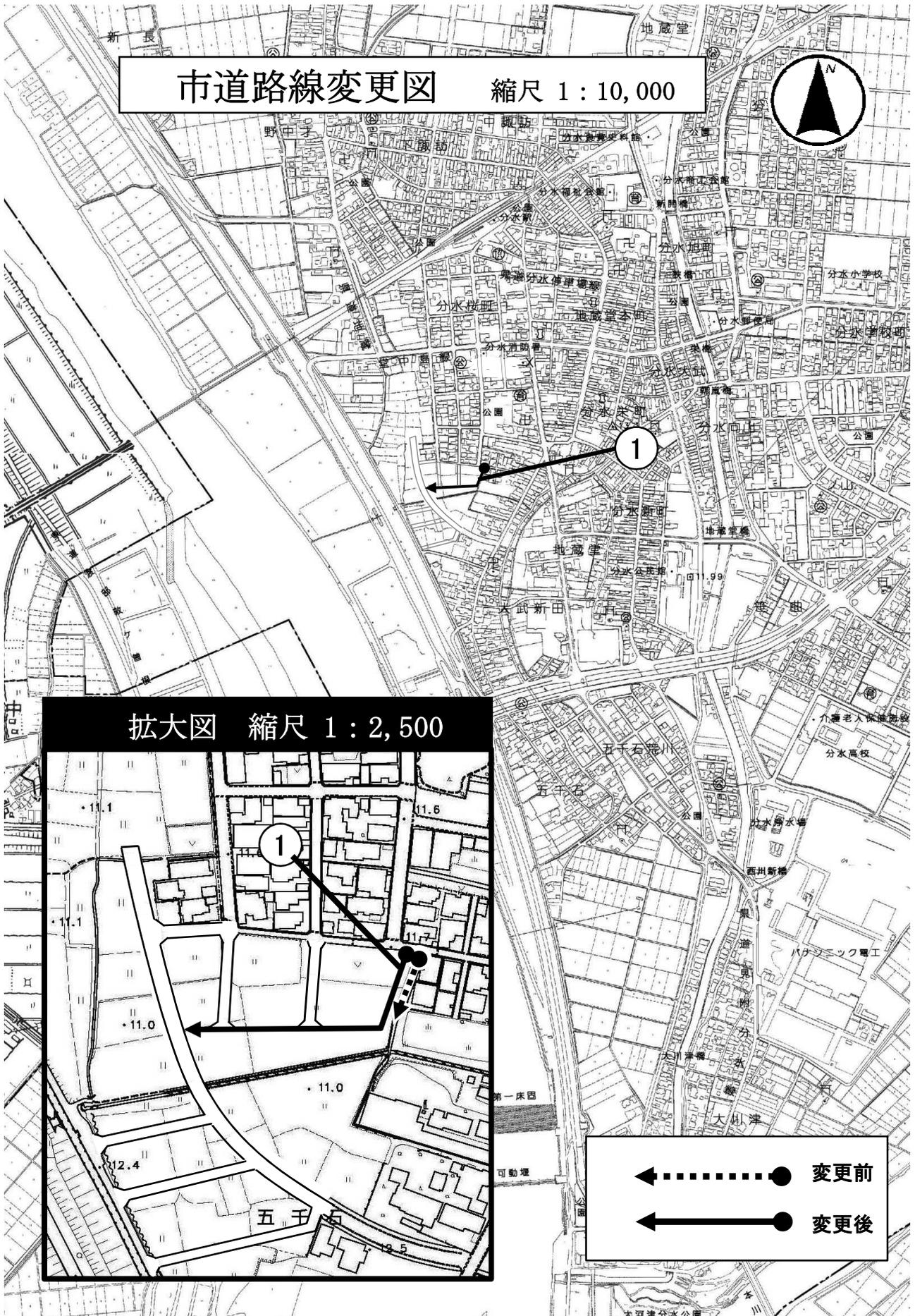
## 拡大図 縮尺 1 : 2,500





# 市道路線変更図

縮尺 1 : 10,000



## 拡大図 縮尺 1 : 2,500

